

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A工業の代表取締役として、特別加入していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中に自転車で移動中、信号機のない丁字路の広路を直進していたところ、狭路から出てきた普通乗用自動車と衝突した。

請求人は、同日B整形外科に受診し「左手関節挫傷、右足関節挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は任意保険会社からの回答、損害賠償に関する承諾書により請求人が加害者と平成〇年〇月〇日付けで示談を行っていることが確認できたため、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しないとした処分が妥当であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

本件事実関係を検討すると、平成〇年〇月〇日、請求人は、監督署長に対し第三者行為災害届と同時に念書を提出し、同念書第1項及び第2項には「相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。示談の内容によっては労災保険給付が受けられない場合があることを承知する。」旨の約定をしながら、請求人が自認しているとおりに監督署長に連絡なく同年〇月〇日付けで保険会社との間で一切の損害に対する賠償金を受領するとともに、当該賠償金の受領後には「その余の請求を放棄するとともに、上記金額（既に支払われた）以外に何らの権利義務のないことを確認し、第三者、第三者の運転していた車の所有者、保険会社に対し、請求及び訴えの提起はしない。」旨の約定をしている。

なお、第三者の行為による事故については労災保険法第12条の4第2項に、「保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由（本件事故）について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。」と定められているところである。本件のように、請求人が保険会社と真正に示談契約を締結し、保険事故に関わる一切の請求を放棄した場合は、同条第1項の規定により、もはや求償することができなくなるので、労災保険給付をしないこととなるのはやむを得ないものと判断する。

また、請求人は、再審査請求に当たり「損害賠償の内容」と題する書面を提出していることから、当審査会においてもその内容について確認したが、同書面は単に保険会社が支払った内容を証明するものであって、上記判断を左右しない。

##### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。